

# ぼれぼれ四条大路 第一号通所介護・地域密着型通所介護運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼれぼれ四条大路が行う指定第一号通所介護・地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員（以下「職員等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定第一号通所介護・地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所の職員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活リハビリ及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼれぼれ四条大路
- (2) 所在地 奈良市四条大路二丁目 860 番 1 号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定第一号通所介護・地域密着型通所介護の提供に当たる。
- (2) 従業者 生活相談員 1名以上、介護職員・看護職員のうち 1名以上の職員をおく。（生活相談員又は介護職員のうち 1名以上常勤）  
機能訓練指導員（兼務） 1名以上  
従業者は指定第一号通所介護・地域密着型通所介護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（兼務）  
必要な業務を行う

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月～土。但し年末年始 12/31～1/2 は休業する。
- (2) 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。但し必要な場合時間外営業を行う。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。但し必要な場合時間外営業を行う。

## (定員)

第6条 指定第一号通所介護・地域密着型通所介護の定員は 10 名とする。

## (第一号通所介護・地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定第一号通所介護・地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定第一号通所介護・地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上又は奈良市が定める額によるものとし、当該指定第一号通所介護・地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の本人負担分の支払いを受けるものとする。

## 2 その他の費用

昼食代（おやつ込み） 890 円、介護食は 1 食につきプラス 100 円、教養娯楽費 300 円、理美容費 実費、給付対象外利用基本料（15 分） 800 円、キャンセル料 890 円

おむつ代 尿取りパット 50 円、フラット 70 円、パンツタイプ 130 円、テープタイプ 170 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者等は、第一号通所介護・地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は奈良市(田原、柳生、大柳生、東里、狭川校区、都祁、月ヶ瀬を除く)とする。尚、通常の事業の実施区域を超える送迎については、実施区域を超えてから100円/kmの送迎料金が発生するものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業者は、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 (採用後3カ月以内に実施)

(2) 継続研修 年12回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ひまわりの会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第14条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることが出来るように留意する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月13日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和8年2月1日から施行する。